

インターネットの個人利用者による名誉毀損 行為につき、摘示事実を真実と誤信したこと について相当の理由がないとされた事例

最一決平成22年3月15日刑集64巻2号1頁

田 寺 さおり

【事実の概要】

被告人は、フランチャイズによる飲食店「ラーメン甲」の加盟店等の募集及び経営指導等を業とする乙株式会社（平成14年7月1日に「株式会社甲食品」から商号変更）の名誉を毀損しようと企て、平成14年10月18日ころから同年11月12日ころまでの間、東京都大田区内の被告人方において、パーソナルコンピュータを使用し、インターネットを介して、プロバイダーから提供されたサーバーのディスクスペースを用いて開設した「丙観察会 逝き逝きて丙」と題するホームページ内のトップページにおいて、「インチキFC甲粉碎!」、「貴方が『甲』で食事をする、飲食代の4~5%がカルト集団の収入になります。」などと、同社がカルト集団である旨の虚偽の内容を記載した文章を掲載し、また、同ホームページの同社の会社説明会の広告を引用したページにおいて、その下段に「おいしい、まともな企業のふりしてんじゃねえよ。この手の就職情報誌には、給料のサバ読みはよくあることですが、ここまで実態とかけ離れているのも珍しい。教祖が宗教法人のブローカーをやっていた右翼系カルト『丙』が母体だということも、FC店を開くときに、自宅を無理矢理担保に入れられるなんてことも、この広告には全く書かれず、『店が持てる、店長になれる』

と調子のいいことばかり。」と、同社が虚偽の広告をしているがごとき内容を記載した文章等を掲載し続け、これらを不特定多数の者の閲覧可能な状態に置き、もって、公然と事実を摘示して乙株式会社の名譽を毀損した。

【第一審・控訴審】（本件の争点に関わる部分のみ）

第一審（東京地判平成20年2月29日刑集64巻2号59頁）は、①名譽毀損の構成要件該当性がない、②刑法230条の2第1項の適用がある、③同条項の真実性の証明が十分でないとしても、相当な資料・根拠に基づいて行われたものであるから誤信に相当性がある、とする弁護人の主張のうち、①を排斥。②につき、公共性・公益性を肯定したものの、真実性の証明がなされていないとして排斥。他方、③については、誤信の相当性の判断に関し、インターネットの特殊性（反論の可能性、発信源が個人ゆえの信頼性の低さ）に鑑み、インターネット上の表現行為について新基準¹を提示した上で、弁護人の主張通り認定（誤信の相当性を肯定）し、被告人は無罪とした。

検察官から、一審判決には、①被告人には公益目的が認められず事実誤認がある、②被告人に名譽毀損の罪責は問い得ないとした点に230条の2第1項の解釈・適用の誤りがある、として控訴がなされたところ、弁護人は、①②を争い、②の内容として、③重要部分の真実性が証明されている、

1 インターネットを使って名譽毀損的表現に及んだ場合には、「加害者が確実な資料、根拠に基づいてその事実が真実と誤信して発信したと認められなければ直ちに同人を名譽毀損罪に問擬するという解釈を採ることは相当ではなく、加害者が、摘示した事実が真実でないことを知りながら発信したか、あるいは、インターネットの個人利用者に対して要求される水準を満たす調査を行わず真実かどうか確かめないうで発信したといえるときにはじめて同罪に問擬するのが相当」である。

④仮に証明不十分だとしても被告人は必要な調査義務を尽くしているから無罪である旨を主張。控訴審（東京高判平成21年1月30日刑集64巻2号93頁）は、①公益目的あり、③重要部分の真実性の証明なし、④調査義務を尽くしたとはいえないとして、第一審判決を破棄し、被告人に有罪判決（罰金30万円）を言い渡した。

これに対して、誤信には相当の理由があるとして、被告人が上告。

【最高裁判旨】

上告棄却。

「個人利用者がインターネット上に掲載したものであるからといって、おしなべて、閲覧者において信頼性の低い情報として受け取るとは限らないのであって、相当の理由の存否を判断するに際し、これを一律に、個人が他の表現手段を利用した場合と区別して考えるべき根拠はない。そして、インターネット上に載せた情報は、不特定多数のインターネット利用者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によって十分にその回復が図られる保証があるわけでもないことなどを考慮すると、インターネットの個人利用者による表現行為の場合においても、他の場合と同様に、行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉毀損罪は成立しないものと解するのが相当であって、より緩やかな要件で同罪の成立を否定すべきものとは解されない（最高裁昭和41年（あ）第2472号同44年6月25日大法廷判決・刑集23巻7号975頁参照）。これを本件についてみると、原判決の認定によれば、被告人は、商業登記簿謄本、市販の雑誌記事、インターネット上の書き込み、加盟店の店長であった者から受信したメール等の資料に基づ

いて、摘示した事実を真実であると誤信して本件表現行為を行ったものであるが、このような資料の中には一方的立場から作成されたにすぎないものもあること、フランチャイズシステムについて記載された資料に対する被告人の理解が不正確であったこと、被告人が乙株式会社の関係者に事実関係を確認することも一切なかったことなどの事情が認められるというのである。以上の事実関係の下においては、被告人が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があるとはいえないから、これと同旨の原判断は正当である。」

【検討】

1. はじめに

本決定が出るまでに、インターネット上の書込みについて名誉毀損罪の成否が争われた判例は、知り得た限りでは、本件での一審・控訴審・最高裁を入れて8件あり、うち、本件一審判決を除いたすべての事案において、従来の名誉毀損罪の成立要件をそのまま当てはめて、有罪判決が下されている。本件一審判決は、インターネットにおける個人利用者の表現行為に対しては、出版や報道における基準をそのまま適用することは妥当でないとの判断に基づき、インターネットの個人利用者の調査義務を軽減することにより、名誉毀損罪の成立範囲を限定したものと思われるが、本件は、そもそも刑法230条の2第1項を適用し得る事案であるのか、また、真実性を誤信した際の相当性の判断について、インターネット上に個人が発信した情報であることを理由に、新たな基準を設ける必要があるのか、という点からの検討が必要である。そこで、以下では、本事案に230条の2第1項を適用することの適否と、一審が、誤信の相当性判断について新たな基準を設けるべきであるとする際に重視した点、具体的には、インターネット上に個人が発信する情報の信頼性の低さと反論の可能性が、230条

の2第1項の成立要件に影響を与えうるかについて、検討を加えることとする。

まず、名誉毀損罪と、その特例を定めた230条の2第1項の内容、及び、両者の関係を確認しておこう。

刑法230条1項の名誉毀損罪は、公然と事実を摘示して人の名誉を毀損すれば、摘示した事実が真実であっても嘘であっても成立する。本罪の保護法益は人の名誉であり、名誉とは、社会が与える評価としての外部的名誉を指すという解釈は、現在、異論なく受け入れられている²。また、名誉をこのように解するならば、法人も一定の社会的評価を有し、その評価は法人の社会経済的な活動において重要な役割を果たしていることから、名誉毀損罪の客体には自然人のほか法人等の団体も含まれると解されている³。本件で被害者の立場にあるのは株式会社である。

次に、名誉毀損罪は、公然と事実を摘示して人の名誉を毀損することで成立する。「公然」とは「不特定又は多数人が認識できる状態」をいい⁴、「事実を摘示」とは、人の社会的評価を低下させるに足りる行為がなされればよく、それが現実に害される必要はない。これは、名誉毀損行為によって実際に社会的評価が低下したことを立証することができないことから、社会的評価を下げるような事実を公然と摘示した場合には、その事実が他者にも伝播され、悪評が広く社会に流布されるという危険の存在が認められているためである⁵。「事実の摘示」にあたる行為をインターネット上での名誉毀損にあてはめるならば、他人の名誉を毀損する情報を、不特定多数のインターネット利用者らに閲覧可能な状態に設定することがこれに該当し、同時に、この段階で既遂となる⁶。具体的には、webサイト

2 大谷實『刑法講義各論〔新版第三版〕』（成文堂・2009年）156頁、西田典之『刑法各論〔第5版〕』（弘文堂・2010年）107頁など。

3 前掲注2・大谷・155頁、同・西田・108頁以下

4 最判昭和36年10月13日刑集15卷9号1586頁

5 前掲注2・西田・109頁以下

の公開、webログへの記事の投稿などの公開非公開を設定できるものでは、不特定多数のインターネット利用者に閲覧可能な状態に設定した時点で（つまり、公開にしたとき）、電子掲示板やチャットでは、送信ボタンを押して記事を投稿した段階で既遂となる⁷。

ところで、先述したように、名誉毀損罪は、摘示した事実が真実であっても成立し、その結果、特に、被害者の得ている評価が不当に高いものであっても、秩序維持の見地から、これが保護されることになる点に問題が含まれている⁸。真実を述べることもすべて処罰されることになるのであれば、正当な批判も許されないことになり、言論・表現の自由の保障は、大きく制限されることになってしまう。そこで、表現の自由と名誉の保護との調和を図るために昭和22年の刑法一部改正によって新設されたのが230条の2の規定である。

230条の2第1項は、①事実の公共性、②目的の公益性を満たすことを前提として、それらが揃ったときに初めて摘示事実が真実であることの証明を許し、③真実性の証明が成功した場合には「罰しない」とする。ただし、この規定をそのまま運用すると、行為者が、確実な資料や根拠に基づいて事実を真実であると誤信して事実を摘示しても、何らかの理由で真実性の証明に失敗した場合には処罰を免れないという結論に至るという問題点があった。そして、この問題を解消すべく、真実性の証明がなくても、

6 大阪高判平成16年4月22日高刑57巻2号1頁「名誉毀損罪は抽象的危険犯であるところ・・・被告人は・・・C及びBの名誉を毀損する記事・・・をサーバーコンピュータに記憶・蔵置させ、不特定多数のインターネット利用者らに閲覧可能な状態を設定したものであり、これによって、両名の名誉に対する侵害の抽象的危険が発生し、本件名誉毀損罪は既遂に達したというべきである」。

7 岡田好史「インターネット上における名誉毀損について」専法100号（2007年）145頁

8 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法〔第2版〕12巻』（青林書院・2003年）〔中森喜彦〕39頁

一定の条件の下には免責を肯定する立場へと判例変更⁹を行ったのが最大判昭和44年6月25日刑集23巻7号975頁である。つまり、「たとい刑法二二〇条ノ二第一項にいう事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しないものと解するのが相当である」としたのである。

昭和22年の改正と昭和44年の大法廷判決による解釈変更の二段階を経て、現在では、名誉毀損罪に該当する行為があっても、230条の2が適用される場合のほか、誤信に相当の理由があった場合には免責されるという運用がなされている。

本件は、名誉毀損罪に該当する行為があり、さらに、230条の2第1項のうち、公共性と公益性が認められながらも真実性の証明に失敗した事案であるが、被告人が摘示事実を真実であると誤信したことについて相当の理由があれば免責されることになるため、その相当性が争われたものである。

2. 本件案への230条の2第1項の適用について -その公共性の存否-

先に述べたように、230条の2第1項においては、事実の公共性と目的の公益性が認定されて初めて真実性の証明が許されるわけであるが、本件は、そもそも、それらの要件を満たしているのだろうか。

1つめの要件である事実の公共性とは、摘示した事実が「公共の利害に関する事実」であることを指し、「公共の利害に関する事実」とは、「一般の多数人の利害に係るもの」¹⁰あるいは「公衆の批判にさらすことが

9 「被告人の摘示した事実につき真実であることの証明がない以上、被告人において真実であると誤信していたとしても、故意を阻却せず、名誉毀損罪の刑責を免れることができない」とするのがそれまでの判例（最一判34年5月7日刑集13巻5号641頁）であった。

10 山口厚『刑法各論〔補訂版〕』（有斐閣・2005年）138頁

公共の利益増進に役立つと認められる事実¹¹などと定義づけられ、最近では、表現の自由の保障という230条の2の趣旨に鑑み、「市民が民主的自治を行う上で知る必要がある事実」であるとする説¹²が有力に提唱されている。つまり、単に公衆の興味・好奇心の対象となるような事実とは区別されているのである。

ここで、本件一審判旨中の公共性を肯定した部分を見てみると、その根拠として挙げられているのは、乙株式会社が、従業員約520名を擁し、加盟店直営店合わせて約220店舗を展開していたこと、丙は士官学校を有して尊皇の志士を育てることを教育目標の一つにした軍隊を標榜する団体であること、乙株式会社と丙との関係がすでに一部の雑誌において「有名ラーメンチェーンとカルト右翼の奇妙な関係」という題で取り上げられていることなどであり、これらをもとに、「乙株式会社について、丙との関係性を上げたり、その文脈の中で、同社のフランチャイズ事業のあり方について言及したりすることは、同社の経済的活動の内容や規模、影響力等にも照らすと、一般公衆の利害に関係し、公共的な利益の確保に役立つものとみられるから、被告人が本件表現行為において摘示した事項は、『公共の利害に関する事実』に係るものというべきである」旨認定していることがうかがえる。

しかし、本件での被害者は乙株式会社であり、乙株式会社についての事実のみを上げてみたならば、いくら大規模なラーメンチェーンを展開し、右翼と関係している可能性があろうとも、その事実は、公衆の健康や生活に関わる事項でもなく、利害関係が直接公衆に及ぶわけでもなく、また、その事実を知ることが利益になるとも言い難いため、被告人による本件摘示事実には公共性がないと思われる¹³。本件は、そもそも摘示事実

11 藤木英雄『刑法講義各論』（弘文堂・1976年）242頁

12 平川宗信『刑法各論』（有斐閣・1995年）231頁

13 仮に、丙についての事実であったならば、別の検討が必要であろう。

公共性が認められず、その時点で、230条の2第1項の適用から外されるべき事例であったのではなからうか。

この、230条の2第1項の公共性の要件は、裏側からみれば、批判や攻撃をすべき対象が多数ある中で、どの発言を言論の自由として保護すべきなのか、どういう場合に被害者に批判にさらされることを甘受させるべきか選別するということであり、本件での認定は、より慎重になされるべきであったように思われる¹⁴。

3. 誤信の相当性の判断をインターネットとその他の媒体で変える必要があるか

(1) インターネット上に個人が発する情報への信頼性の低さを考慮に入れるべきか

①「インターネット上」の情報であること

次に、仮に本事案に公共性があるとして、誤信の相当性の判断を、インターネットとその他の媒体で変える必要があるかについて検討する。一審が新たな基準を設ける際に重視したのは、「インターネット上に個人が発信する情報の信頼性の低さ」と「反論の可能性」の二つである。

まず、ひとつ目の「インターネット上に個人が発信する情報の信頼性の低さ」については、さらに、その情報が「インターネット上のものであること」と「個人が発信したものであること」に分けて考えることができる。それぞれから、あるいは、これら二つが合わさることで、他の媒体よりもインターネット上の情報の方が信頼性に劣るということ是可以ののだろうか。

14 結論として230条の2の適用により免責されるにしても、その公共性でふるい落とされるものと相当性で落とされるものでは、当然にその検討の内容が異なる。

高裁の判旨中でも述べられているように、インターネット上の情報の中には信頼性が低いとみられるものが多数存在することは否定できないが、そのような情報が存在するのはインターネット上に限ったことではなく、逆に、インターネット上の情報の中にも確実な資料、根拠に基づいた信頼性の高いものも多数存在するのは事実である。さらに、(ここからは、後述②「個人」が発信した情報であること、にも関係する)、以上のことは個人利用者が発信する情報であっても同様であるから、インターネット上の情報を閲覧する者としても、個人利用者の発信する情報は一律に信頼性が低いという前提で閲覧するわけではなく、また、全体的には信頼性が低いものとして受け止められる情報であっても、閲覧する者としてはまったく根も葉もない情報であると認識するとは限らず、むしろ幾分かの実情が含まれているのではないかと考えるのが通常であると思われる。つまり、インターネット上の情報であることのみをもって、信頼性が低いとすることは適切でなく、逆に、一番は、その信頼性の低さを認定したのであれば、被告人がインターネット上の情報を資料に使ったことをもって、誤信したことには相当性がないという結論に至るのがあるべき筋だったように思われる。

②「個人」が発信した情報であること

「個人」が発信した情報である点について、一番のように、その問題が、個人と組織との情報収集能力の差に集約されるのであれば、インターネット以外の場面においても、相当性の基準を変える必要があるはずであるが、そのような運用はなされていないのが現状である。

以上から、「インターネット上に個人が発信する情報」であるからといって、相当性の判断を緩める理由にはならないばかりか、もし、これを緩和してしまったならば、インターネット上に個人が発信する情報については、著しく軽率な誤信に基づく情報であっても名誉毀損が成立しないという危険な結論を導きかねないことになる。

（２）反論の可能性があることを考慮に入れるべきか

① 実際に反論の可能性はあるか

一審は、判決中、被害者からの誘発があった場合、あるいは、経緯より被害者の反論が期待できるような特段の事情がある場合には、実際に反論の事実があったか否かではなく、反論の可能性をもって、相当性の基準を緩和するという立場をとっている。しかし、「反論の可能性」があることを、相当性の判断に入れることは妥当であろうか。まず、実際に反論の可能性はあるといえるのだろうか。

この点についても、高裁が判旨で述べているように、被害者がインターネット上のすべての情報を知ることはおよそ不可能であり、自己の名誉を毀損する内容の表現が存在することを知らない被害者に対しては、反論を要求すること自体がそもそも不可能であることや、匿名又はこれに類するものによる表現に対しては、有効かつ適切な反論をすることが困難な事態が生じることも予想されること、被害者の反論が加害者の再反論を招くことにより、被害者の名誉が一層毀損され、時にはそれがエスカレートしていくことも容易に予想されること、現実には、加害者による名誉毀損行為から逃れるには時が経過して加害者や第三者の興味が他に移ることを期待して待つことも多いと思われることなどから、実際に被害者からの反論が可能であるとは必ずしもいえないように思われる。また、「反論があったこと」であればまだしも、「反論の可能性」とすることは、被害者に酷であるといえよう。

② 名誉侵害は反論で回復可能か - 対抗言論の理論 -

名誉毀損の成否が問われる場合に、表現の自由の保障の見地からその成立を制約しうる要素として憲法上重視されているものに「対抗言論の理論」がある。刑法230条の2の規定は「人格権としての個人の名誉の保護と、憲法21条による正当な言論の保障との調和をはかったもの」であることから¹⁵、本罪の成否を検討する際に、この理論がどう影響するかを検

討しておく必要があろう。

「対抗言論の理論」とは、アメリカにおける「言論の弊害に対してはさらなる言論で対抗するのが原則」であるという考えに従い、「名誉を毀損された」と主張する者は、対抗言論によって名誉の回復を図ればよいのであって、それが可能なら、国家が救済のために介入する必要はなく、「むしろ、本人達の自由な言論に委ねておく方がよい」とする考え方をいう¹⁶。つまり、「毀損された名誉は、表現によって回復することも可能である」から、「名誉を毀損されたと思う者は、名誉回復のために進んで反論・弁明をすべきなのであり」、「法的制裁は、そのような対抗言論が機能しない場合に、その限度で認めればよい」とするのである¹⁷。

また、「対抗言論の理論」が機能するためには、その前提として、「両者が対等な言論手段を有していること」、及び、被害者が反論を行うことは時間的・財政的・精神的負担となりうることから、「その負担を要求しても不公平とはいえない何らかの事情の存在が必要」であると¹⁸、その事情の具体的な内容とは、「被害者が自らの責任で名誉毀損の表現を誘発する立場に身を置いた場合」を指し、「再反論を続けても、執拗に同じ内容の人格攻撃を受けたような場合・・・には、被害者に対し対抗言論の責務を解除すべきである」とする¹⁹。

一審判決は、「対抗言論の理論」という言葉自体は使っていないものの、その記述を見る限り、この理論を参考にしていることは明らかである。

しかしながら、「対抗言論の理論」は「対等な討論の場」における議論

15 前掲（本件最高裁判旨中）最大判44年6月25日刑集23巻7号977頁

16 高橋和之ほか編『インターネットと法〔第四版〕』（有斐閣・2010年）64頁〔高橋和之〕

17 高橋和之「パソコン通信と名誉毀損」ジュリ1120号（1997年）81頁、松井茂記『インターネットの憲法学』（岩波書店・2002年）200頁

18 前掲注16・64頁

19 前掲注16・67頁以下

であることを大前提としており、この点で、一般に、インターネット上が「対等な討論の場」であるとは捉えにくいため、そもそも、本件事案は対抗言論の理論を適用する前提を欠くように思われる²⁰ほか、たとえ反論可能性が被害者自身の法益の防御可能性を意味するとしても、これを加害者の行為の違法性の程度などの判断に結びつけるのは不当であるように思われる²¹。また、反論が可能である場合には、自らがやらなければ国家による救済はないという環境であるとする、名誉毀損に対する反論に、更なる反論が加わり、事態を收拾に向かわせるというよりもむしろ、加熱させる可能性があるように思われるため、インターネット上で対抗言論の理論を採用することが、真実、言論の自由の保障に資するのかどうかについて判断を下すにあたっては、更なる考慮が必要といえるであろう。

なお、仮に、本件事案に「対抗言論の理論」を適用するとしても、被害者の乙株式会社は自ら名誉毀損的表現を誘発したわけではなく、かつ、被告人の本件被害者に対する名誉毀損的表現は執拗なものであったといえるため、乙株式会社には対抗言論の責務を解除される可能性があったと思われる²²。

よって、反論の可能性があるからといって、誤信の相当性の判断を緩める理由にはならないと考える。

4. 誤信の相当性の基準 - 調査の程度、確実な資料・根拠 -

最後に、誤信の相当性を判断する際の資料となる調査の程度について触れることとする。

20 進士英寛「インターネットを用いた表現行為と名誉毀損罪の成否に関する東京高判平成21・1・30の意義」NBL 915号（2009年）60頁参照

21 永井善之「インターネットと名誉・わいせつ犯罪」刑事法ジャーナル15号（2009年）12頁

22 前掲注20・60頁以下

相当性の判断について、前掲の昭和44年大法廷判決の基準をそのまま当てはめたならば、本件事案における誤信には相当性がないという結論は、一審から最高裁まで一致している。その上で、一審は、「インターネットの個人利用者に対して要求される水準を満たす調査」を行っているとする一方、控訴審と最高裁は、被告人が依拠したものは確実な資料・根拠とはいえないとの判断を下している。では、本件で要求されていた調査の程度とはどのようなものだったのであろうか。

被告人が判断材料にしたものとして認定されたのは、商業登記簿謄本、市販の雑誌記事、インターネット上の書き込み、加盟店の店長であった者から受信したメール等の資料であり、控訴審と最高裁が、それらの資料をもとにした誤信に相当性なしとした理由として挙げているのは、資料の中には一方的立場から作成されたにすぎないものもあること、フランチャイズシステムについて記載された資料に対する被告人の理解が不正確であったこと、被告人が乙株式会社の関係者に事実関係を確認することも一切なかったことなどである。従来の判例を見ても、確実な資料・根拠については、「誤信の原因が社会一般人の日常生活における健全な常識に照らして見て、真実であると信ずるのが無理もないと認められる程度の資料、根拠」²³、あるいは「常識ある一般人にとって、真実であると確信するのが無理もないと認められる程度の資料・根拠」²⁴と解されている。そして、本件控訴審と最高裁が相当性なしとした理由を見てみると、なにも、組織の能力でなければできないようなことを求めているわけではなく、被告人個人の能力に鑑みるとなしたにも関わらず、それをしなかった点を調査不足と認定している。つまり、調査義務や相当性判断の枠組み自体は変えなくとも、その適用においては、個々の表現主体の属性や能力に応じて検討されているのであるから、その意味でも、誤信の相当性の判断につき、

23 東京地判昭和49年11月5日判時785号116頁

24 東京地判昭和47年5月15日判タ279号292頁

従来の手法を変える必要はないように思われる。

5. おわりに

インターネットの普及により、誰もが簡単に、情報を送受信できるようになった。一所に居ながら受信できる情報の量、発信できる情報の量は、かつてと比較するまでもない。しかし、それらの情報の中には信頼性の低いものも混在していること、及び、多数の中から情報を取捨選択するというやり方は、媒体によって変わるものではないであろう。インターネットに、ある程度の特長性があるとしても、同様である。本決定の判断は、妥当であると思われる。

なお、本文中に挙げたもののほか、本件一審についての評釈として、園田寿「ネット上の名誉毀損に無罪判決」法セ648号（2008年）38頁、同「インターネット上の名誉毀損」ジュリ1376号（2009年）188頁、控訴審についての評釈として、上村都「インターネットによる名誉毀損 東京地判平成20年2月29日と東京高判平成21年1月30日」法セ659号（2009年）4頁、緒方あゆみ「インターネット上の名誉毀損」同法61巻6号（2010年）153頁、佐藤結美「インターネット上の名誉毀損行為における真実性の誤信」北法61巻1号（2010年）218頁、本決定についての評釈として、前田雅英「ネット社会と名誉毀損」警論63巻6号（2010年）144頁、進士英寛「インターネットを用いた表現行為と名誉毀損罪の成否に関する最高裁決定」NBL927号（2010年）6頁、小玉大輔「インターネット上の表現行為に対する名誉毀損罪の成否をめぐる最高裁判例」ひろば63巻7号（2010年）23頁、三宅裕一郎「インターネット上の表現行為による名誉毀損罪の成否と表現の自由」法セ668号（2010年）126頁、豊田兼彦「インターネット上の表現行為と名誉毀損罪の成否」法セ669号（2010年）123頁、「1 インターネットの個人利用者による名誉毀損と摘示事実を真実と誤信したこ

とについての相当の理由 2 インターネットの個人利用者による名誉毀損行為につき、摘示事実を真実と誤信したことについて相当の理由がないとされた事例」法時82巻8号（2010年）126頁、加藤俊治「インターネットの個人利用者による表現行為につき、行為者が摘示した事実を真実であると誤信した場合において名誉毀損罪の成立が否定されるための要件」研修744号（2010年）15頁、早川真崇「ホームページ上に虚偽の内容を記載した文章を掲載し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いたという事案において、インターネットの個人利用者による表現行為の場合であっても、他の表現手段を利用した場合と同様、行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉毀損罪が成立しないと解すべきと判示した事例」警察公論65巻6号（2010年）104頁、平川宗信「インターネットの個人利用者による表現行為と名誉毀損罪の成否」刑事法ジャーナル24号（2010年）95頁などがある。